

平成30年度西播磨ツーリズムバス助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町及び佐用町の区域をいう。）におけるツーリズム資源の活用と交流人口の拡充を図るため、旅行者が企画するバスツアーに対して西播磨ツーリズム振興協議会が行う補助金の交付等について必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に定めるバスツアーを企画する旅行者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 兵庫県内のみをツアーの目的地とし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に実施するバスツアーであること。
- (2) 訪問先等について、次の表の条件を満たすバスツアーであること。

バスツアーの区分	条 件
日帰りツアー	別に定める西播磨地域のツーリズムスポットを1箇所以上訪問するとともに、食事について西播磨地域の飲食施設を利用すること。
宿泊ツアー	別に定める西播磨地域のツーリズムスポットを2箇所以上（1日1箇所以上）訪問するとともに、夕食及び宿泊について西播磨地域の宿泊施設を利用すること。

- (3) バス1台当たり20人以上の参加者があるバスツアーであること。
- 2 この要綱に定めるもののほか、他の地方公共団体等から何らかの助成を受けて実施するものは、前項に規定するバスツアーとはみなさない。
- ただし、会長が特別に認めた場合はこの限りでない。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、日帰りツアーについてはバス1台につき2万5千円、宿泊ツアーについてはバス1台につき5万円とする。

- 2 日帰り・宿泊ツアーに併せ、別に定める兵庫県外の主要ターミナルを起点とするバスツアーに対して1台につき1万円を追加交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、「西播磨ツーリズムバス助成事業補助金交付申請書」（様式第1号）をバスツアー実施予定日の120日前から14日前までの間に、西播磨ツーリズム振興協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

ただし、4月を出発日とするバスツアーについては、実施予定日の7日前まで受け付けることとする。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 参加者負担金を明示したバスツアー経費見積書
 - (2) バスツアー旅程表
 - (3) その他会長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付決定し、「西播磨ツーリズムバス助成事業補助金交付決定通知書」(様式第2号)により事業者へ通知するものとする。

(事業の中止又は変更)

第6条 事業者は、補助金交付決定後において、やむを得ない事情によりバスツアーを中止し、又は申請書の内容を変更するときは、速やかに「西播磨ツーリズムバス助成事業中止(変更)届出書」(様式第3号)を会長へ提出しなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 事業者は、助成事業が完了したときは、14日以内に「西播磨ツーリズムバス助成事業補助金実績報告書」(様式第4号)及び「西播磨ツーリズムバス助成事業補助金請求書」(様式第5号)を会長へ提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 実施状況確認表(様式第6号)
- (2) 参加者負担金を明示したバスツアー経費内訳書及び支出(要件)が確認できる書類(領収書の写し等)
- (3) バスツアー旅程表(実績)
- (4) 参加者募集案内(チラシ等)
- (5) 補助金の振込先を確認できる資料(預金通帳の金融機関・支店名、口座番号・名義等が記載された部分の写し等)
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(補助金の支払い)

第8条 会長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書等の審査を行い、この要綱に定める事項に合致するものと認められた場合は、速やかに事業者へ補助金を支払うものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第9条 会長は、第5条に規定する補助金交付決定後において、当該バスツアーが第2条に規定する対象要件に合致しないものと認められた場合は、当該補助金の交付決定を取り消し、「西播磨ツーリズムバス助成事業補助金交付決定取消通知書」(様式第7号)により事業者へ通知するものとする。

2 会長は、事業者がこの要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた場合は、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

平成 30 年度西播磨ツーリズムバス助成事業補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号において「別に定める西播磨地域のツーリズムスポット」については、以下のとおりとする。

市 町	<p style="text-align: center;">ツ ー リ ズ ム ス ポ ッ ト</p> <p style="text-align: center;">※ () 書きのあるスポットは () 内を訪問 (体験) すること</p>
相生市	道の駅・海の駅あいおい白龍城（ペーロン温泉、特産品売り場）、相生ペーロン海館（ペーロン体験乗船、ペーロン資料館）羅漢の里（パン作り、木工加工）、ふるさと交流館才元の里、相生市立水産物市場
たつの市	聚遠亭（お茶席）、霞城館・矢野勘治記念館、うすくち龍野醤油資料館、たつの市立龍野歴史文化資料館、龍野城、醤油の郷大正ロマン館、揖保乃糸資料館そうめんの里（有料見学）、たつの市立埋蔵文化財センター、永富家住宅、たつの市立室津海駅館、たつの市立室津民俗館、綾部山梅林、御津自然観察公園・世界の梅公園、新舞子潮干狩り、「龍野ふるさとガイド」との城下町龍野のまち歩き、「御津めて室津観光ガイド」との室津まち歩き
赤穂市	赤穂大石神社（義士史料館）、花岳寺（義土木像堂、宝物館、義士墓所）、赤穂海浜公園、赤穂市立海洋科学館・塩の国、赤穂市立歴史博物館、赤穂市立民俗資料館、赤穂市立田淵記念館、旧坂越浦会所、坂越まち並み館、城南緑地公園バラ園、赤穂温泉、御崎レストハウス、赤穂玩具博物館、赤穂唐船サンビーチ潮干狩り、塩屋山みかん園、奥藤酒造、「播州赤穂観光ガイド」との赤穂まち歩き、「坂越のまち並みを創る会ボランティアガイド」との坂越まち歩き
宍粟市	伊沢の里、しそう「よい温泉」、一宮温泉「まほろばの湯」、波賀温泉「楓湯」、東山温泉メイプルプラザ、エーガイヤちくさ、宍粟市歴史資料館、家原遺跡公園、波賀歴史伝承の家、道の駅みなみ波賀（特産品加工体験）、ちくさ高原ネイチャーランド、たたらの里学習館、国見の森公園、フルーツパークみちの丘、原不動滝、しそう can 森のギャラリー、音水湖カヌークラブ（カヌー体験）、ちくさ手漕ぎ和紙工房、老松酒造、山陽盃酒造、「やまさきまち歩きガイド」との山崎まち歩き、「たたらの里ちくさガイドの会」とのちくさまち歩き
太子町	太子町立歴史資料館、斑鳩寺
上郡町	上郡森林体験の森（各種体験イベント）、播磨科学公園都市 PR 館オプトピア、宝林寺（円心館）、萬勝院（ポタン園）、上郡町郷土資料館（勾玉作り体験等）、いきいき交流ふるさと館（大鳥圭介生誕地）、「上郡町観光ガイド S A C L A」との上郡まち歩き
佐用町	兵庫県立大学西はりま天文台公園、平福郷土館、ふれあいの里上月特産物直売所、上月歴史資料館、笹ヶ丘荘、船越山モンキーパーク、佐用町昆虫館、味わいの里三日月、ひょうご環境体験館、南光ひまわり館、「佐用町平福観光ガイド」との宿場町平福のまち歩き、SPring-8/SACLA 見学

平成 30 年度西播磨ツーリズムバス助成事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 2 号において「別に定める兵庫県外の主要ターミナルを起点とするバスツアー」とは、下記を乗車地とするバスツアーとする。

兵庫県外の空港（大阪国際空港は対象とする）
兵庫県外の都道府県庁所在地、政令指定都市、または中核市に所在する鉄道駅、またはバスターミナル
その他、会長が特別に認めた兵庫県外の都市に所在する鉄道駅、またはバスターミナル

※申請にあたって、条件を満たしているかあらかじめ事務局へ問い合わせてください。